

新潟市

南区農業委員会

だより

第40号

令和3年2月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025) 372-6785・372-6791

FAX (025) 373-2285

<http://www.city.niigata.lg.jp/>(新潟市)

主な内容

P 2 秋の叙勲・利用権の更新

P 3 農地パトロール

P 4 経営基盤強化法による売買・交換



花岡 正英氏

秋の叙勲

旭日単光章を叙勲

令和二年秋の叙勲で、前南区農業委員会会長の花岡 正英氏が旭日単光章を叙勲され、令和二年十一月三十日(月)に新潟県庁で勲章の伝達式が行われました。

花岡氏は平成十年から農業委員として活躍され、市町村合併や政令指定都市移行に伴う農業委員会組織再編を経験しながら、平成二十二年からは三期九年にわたり農業委員会会長を務めました。在任中は農業委員とともに農地の集積・集約化を進め、特に平成三十年度三月末の南区の認定農業者への農地集積率は全国平均を上回りました。

平成三十年には地域の農業振興に尽力されたことから、南区農業委員会とともに農林水産大臣賞を受賞されています。こういった多くの功績が今回の受賞



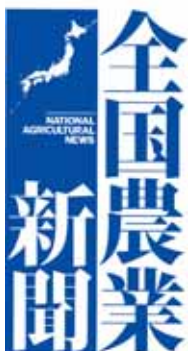
につながったことは、本当に喜ばしいことです。今後、健康でますますご活躍されることをお祈りいたします。

ご注意ください!

利用権の更新手続き

令和3年3月31日で農業経営基盤強化促進法による利用権の契約が終了する貸し手さん・借り手さんが、4月からも引き続き貸し借りする際は、手続きをお忘れなく行ってください! 手続きの際は、貸し手と借り手、両者の認印が必要です。

月	申出契約締切日	定例総会日	公告日
2月	2月25日(木)	3月30日(火)	4月14日(水)
3月	3月16日(火)	4月30日(金)	5月14日(木)



【全国農業新聞】

農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

★毎週金曜日発行 (月4回)

★月額700円

★3ヶ月間の試読(無料)もできます!!

◎お申し込みは 農業委員・農地利用最適化推進委員、または南区農業委員会事務局へご連絡ください。

☆025-372-6785へ

どこでも読める 電子版も配信中!

毎週金曜日、
午前9時に配信!

お手持ちのスマートフォン、タブレット、パソコンで全国農業新聞の紙面をそのままご覧いただけます。



令和二年十月三十日、農業委員及び農地利用最適化推進委員で遊休農地の現地調査を行いました。当日は現在耕作されていない農地や、既に優良農地として再生された農地を巡回しました。

この調査は農地法第三〇条で農業



巡回後の検討会では、土地所有者への文書等の指導により、遊休農地の解消に結びついている農地もあることから、引き続き継続的に実施することを確認しました。また、地域農家との利用権設定（賃貸借等）を行うなど、効果的な解消に結び付くよう土地所有者への働きかけを行っていく事を申し合わせました。

委員会議務として義務付けられており、毎年一回農地の利用状況調査を行うことで、農地の管理が悪く、遊休農地と考えられる土地の所有者に対し、今後の農地活用を含めた利用意向調査を行うため、実施するものです。





農業者年金に加入しませんか？
将来への安心を強固に！

ポイント1
農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

ポイント2
一定の要件を満たす方には、
月額最大1万円の保険料補助

ポイント3
加入で大きな節税効果！
保険料は全額社会保険料控除の対象

詳しくは、農業委員会がお近くのJA、または農業者年金基金にお問い合わせください。
農業者年金基金 検索 <http://www.nounen.go.jp>

**表紙の
チューリップ**

全国1位の出荷量を誇る新潟県の切り花、チューリップ。その出荷量は約一、四七〇万本。そのうち南区の出荷量は九三六万本と全体の約六割を占めています。

撮影日の十二月二十四日、有限会社カミシオでは八品種の出荷作業が行われていました。

毎年十一月上旬から四月十日頃までが出荷時期で、二月には十五〜二十〇品種が出荷を迎えます。

出荷の種類は四〇種類に上りますが、赤いチューリップはイルデフランス、黄色はストロングゴールドが人気の品種で、一番人気はピンクのクリスマスドリームのこと。チューリップは寒いところに置くと長持ちしますが、さらに長く楽しむにはまめな水替えと切り戻しが肝要です。

市の花でもあるチューリップの花言葉は「思いやり」。相手を、周りを思いやる心は新型コロナウイルスの影響を免れない日々を温めてくれます。春はもうすぐです。



農業経営基盤強化法による「売買・交換」について

農地の売買・交換手続きは、農地法による許可申請のほか、農業経営基盤強化促進法による申請でも行えます。ご希望の方は、各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局にご相談ください。

制度の特色

- ・所有権移転登記は、該当要件を満たしている場合について、農業委員会事務局が行います。
- ・一定の要件を満たした場合、下記税金の優遇措置が受けられます。

譲渡所得 800 万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置

制度の要件

①買い手の要件

- ・自ら耕作すること。（不動産業者等が仲介していないこと）
- ・青壮年農業従事者（農業後継者）がいること

②土地の要件

- ・取得面積が概ね 10 a 以上であること。（ただし、隣接する既存農地を含めることは可）
- ・買い手の経営面積が水田面積換算で 260 a 以上であること。

届出に必要な書類等

- ・売手、買手の双方からの申し出となります。
- ・申し出前に、すでに実質的な契約を締結している場合は、当制度の対象となりませんのでご注意ください。

◎ 両者の認印

◎ 売買、交換は土地の登記簿謄本（法務局交付の全部事項証明書）

※代理申請の場合は、事前にご相談ください。（農政振興係 ☎：375-6785）

- ◆農地の情報は、個人の大切な資産情報です。
- ◆売買・交換をご相談の際は、当該農地を所有している方の承諾書（委任状）をご提示ください。

